

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

- 規則
- 北海道企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (産業立地課) 五一
 - 農地法施行細則の一部を改正する規則 (農地調整課) 五一

告示

- 石油コンビナート等災害防止法による第二種事業所の一部改正 (防災消防課) 五二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (生活振興課) 五三
- 国民健康保険診療報酬審査委員会の委員数の一部改正 (国民健康保険課) 五四
- 農地保有合理化事業の実施に関する規程承認 (農地調整課) 五四
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 五五
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 五五
- 知事権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 五五
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 五五
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 五五
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 五六
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 五六
- 公共測量の実施の通知 (建設部総務課) 五七
- 公共測量の終了の通知 (建設部総務課) 五七
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 五七
- 道路の区域の変更 (道路整備課) 五七
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 五九
- 都市計画の変更の決定 (都市計画課) 五九
- 一般競争入札の実施 (物品管理課) 六二
- 知事表彰の受賞者 (人事課) 六三
- 支庁告示
- 一般競争入札の実施
- 札幌医科大学告示
- 一般競争入札の実施
- 道監査委員公表

○監査公表第十二号

公布された規則のあらまし

北海道企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則(規則第百二号)

一 趣旨

北海道企業立地促進条例(以下「条例」という。)に基づき補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に係る違約加算金について、北海道補助金等交付規則の特例を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

補助事業者は、条例第六条第二項(第三号を除く。)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に及び、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならないこととした(第二十条関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

農地法施行細則の一部を改正する規則(規則第百三号)

一 趣旨

農地法施行規則の改正等にかんがみ、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 農地等取得資金等の廃止にかんがみ、様式中の資金名を改めることとした(別記第一号様式、別記第二号様式、別記第四号様式及び別記第八号様式関係)。
- 2 農地法施行規則の改正に伴い、農地法第三条第一項の規定による許可申請書の農業生産法人の要件に係る事項に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第五条に規定する承認会社の状況を加えるとともに規定の整備を行うこととした(別記第一号様式関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

北海道企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月十二日 火曜日

五二

平成十四年十一月十二日

北海道規則第百二二号

北海道企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

北海道企業立地促進条例施行規則（平成九年北海道規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（違約加算金）

第二十条 補助事業者は、条例第六条第二項（第三号を除く。）の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した違約加算金を追に納付しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

農地法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月十二日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第百三三号

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則（昭和四十五年北海道規則第四三十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の一の注の二の事項中「法第36条」を「農地法第36条」とし、「法第61条」を「同法第61条」とし、「農地等取得資金又は未墾地取得資金」を「農業経営基盤強化資金又は未墾地取得資金」と改め、同様式の三の注の事項中「制度資金」を「農業経営基盤強化資金又は未墾地取得資金」と改め、同様式中の八の(三)の事項を八の(四)の事項とし、八の(四)の事項を八の(三)の事項とする。

別記第一号様式別紙の二の事項中

議決権又は株式の数

を 議 決 権

と改め、同様

式別紙の二の注の一の事項を次のように改める。

注 1 議決権の欄には、その構成員の有する議決権の数を記載すること。

別記第一号様式別紙の四の(三)の事項を(四)の事項とし、(四)の事項を(三)の事項とし、(三)の事項を(五)の事項とし、(五)の事項を(四)の事項とし、(四)の事項を(三)の事項とし、(三)の事項を(二)の事項の次に記載する。また、(三)の事項を(四)の事項とし、(四)の事項を(三)の事項とし、(三)の事項を(二)の事項の次に記載する。また、(三)の事項を(四)の事項とし、(四)の事項を(三)の事項とし、(三)の事項を(二)の事項の次に記載する。

別記第一号様式別紙中4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に

に次の一事項を加える。

3 構成員のうち承認会社の株主の状況

株主の氏名・名称	議 決 権	備 考

- 1 構成員に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）が含まれている場合に、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載すること。
- 2 複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載すること。
- 3 5 添付する書類(3)の株主名簿の写しに議決権の数を記載する場合は、この項の記載を要しない。

別記第二号様式中

農地等取得資金
総合施設資金

農業経営基盤強化資金
経営体育成強化資金

と改め

別記第四号様式の一の注の二の事項及び別記第八号様式の一の注の二の事項中「法」を「農地法」とし、「農地等取得資金又は未墾地取得資金」を「農業経営基盤強化資金又は未墾地取得資金」と改める。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の総則は、この規則の改正前の農地法施行細則の規定に基づいて作成された用紙がある場合は、この規則による改正後の農地法施行細則の規定にかかわらず、前分の用紙を調整して使用することを妨げない。

知

示

北海道告示第1782号

昭和62年北海道告示第511号（石油コンビナート等災害防止法による第二種事業所の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年11月12日

北海道知事 堀 達也

2の事項中「新酸素化学株式会社若小牧工場」を「新酸素化学株式会社」に改める。

北海道告示第1783号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成14年11月12日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成14年10月2日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 しらおい創造空間「蔵」
- (3) 代表者の氏名 毛笠 道雄
- (4) 主たる事務所の所在地 白老郡白老町本町1丁目7番5号
- (5) 定款に記載された目的 しらおい創造空間「蔵」内

本会は、白老町の文化交流スペースである、しらおい創造空間「蔵」の管理・運営を通じて生涯学習の推進と多くの芸術・文化団体や国際交流団体等各種団体とのネットワークの形成を図り、元気まち白老町の活性化に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成14年10月3日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 おしやまんべ夢倶楽部
- (3) 代表者の氏名 村松 和弘
- (4) 主たる事務所の所在地 山越郡長万部町字長万部450番地の1
- (5) 定款に記載された目的 おしやまんべ夢倶楽部（以下「この法人」という。）は、長万部町民と長万部町を故郷にしている人たちが故郷に誇りを持つる事業の実施や、都会からの移住を進めるまちづくりの研究とその提言を行うことにより、町民の芸術文化の向上につながる事業を行うことにより、心豊かで、活力があり、誇りの持てるまちづくりに寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成14年10月4日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 環境保全型農業を推進する会
- (3) 代表者の氏名 秋場 和弥
- (4) 主たる事務所の所在地 常呂郡置戸町字境野354番地の3
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、地域の農業生産者と一般市民に対して、

我が国の環境基本法に定められている「環境保全の基本理念」及び「環境保全に関する責務」の考え方に基づき、農業の視点から環境は有限であることについて農業生産者と一般市民が認識を共有するための活動を通して、地域の環境保全に寄与する事を目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成14年10月4日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 札幌シニアネット
- (3) 代表者の氏名 高木 秀二
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市清田区平岡公園東5丁目7番20号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、シニアの持つ豊かな経験と知識を活用し、コンピュータやインターネット等の情報通信技術を互いに学び合い、その成果の活用を図ることにより、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりにより、寄与するとともに、地域社会の活性化や成熟化に貢献し、もって豊かで充実したシニアライフの実現を目指す。

この法人は、障害を持つ人々が豊に暮らして行ける地域の形成を推進することと、障害を持つ人々の地域生活を支援するための諸活動を行うことにより、障害者が地域で自由に暮らしていける社会づくりに寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成14年10月9日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 ホップ障害者地域生活支援センター
- (3) 代表者の氏名 竹田 保
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市東区北20条東1丁目5番1号 大西ビル
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ人々が豊に暮らして行ける地域の形成を推進することと、障害を持つ人々の地域生活を支援するための諸活動を行うことにより、障害者が地域で自由に暮らしていける社会づくりに寄与することを目的とする。

この法人は、北海道におけるネットワークの快適化、急速なIT化の波が生み出す情報弱者に対する支援、地域のデジタルイニシアティブ（情報格差）の解消などのために、公開セミナーや技術研修、産官学の研究・交

- 6(1) 申請のあった年月日 平成14年10月10日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道地域ネットワーク協議会
- (3) 代表者の氏名 辰巳 治之
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北10条西24丁目2-1 AKBビル5階
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、北海道におけるネットワークの快適化、急速なIT化の波が生み出す情報弱者に対する支援、地域のデジタルイニシアティブ（情報格差）の解消などのために、公開セミナーや技術研修、産官学の研究・交

新 興 公 衆 報

報 告 第 1 4 1 6 号

報 告 第 1 4 1 6 号

流、人材育成等北海道における情報通信基盤の一層の発展と道民の理解を深め、豊かな生活の向上に貢献することをめざす。

- 7(1) 申請のあった年月日 平成14年10月15日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 燃料電池・水素エネルギーネットワーク
- (3) 代表者の氏名 小池田 章
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北2条西2丁目29番2号 UENOビル5F
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、広く地域社会に対して、環境に対して低負荷である燃料電池・水素エネルギー・バイオマスエネルギーの普及とその啓蒙、水素エネルギー循環型社会への街づくり提案に関する事業を行い、もって地域社会のまちづくりの増進及び環境の保全に寄与することを目的とする。

- 8(1) 申請のあった年月日 平成14年10月16日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 ケアふしみ
- (3) 代表者の氏名 西村 和雄
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南17条西16丁目1-104号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、介護が必要な状態にある方々と介護を希望する方々、およびそれらの家族の方々に対して、適切な支援を行い、保健と福祉の増進を図ることを目的とします。

- 9(1) 申請のあった年月日 平成14年10月16日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 日本氷彫刻会
- (3) 代表者の氏名 加賀城 章
- (4) 主たる事務所の所在地 旭川市5条通7丁目1615番地
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、氷彫刻の会員や氷彫刻愛好者が、氷彫刻の技術の向上に励むと同時に、それぞれの地域において、不特定多数の市民、団体を対象に数々のイベントを通じ、氷彫刻の実体験をしてみせながら、北国における冬の行事のみにとどまらず、全国各地にお

いて、氷彫刻の指導、助言及び協力を行うことをもって、文化・芸術の振興、まちづくりに寄与することを目的とする。

- 10(1) 申請のあった年月日 平成14年10月24日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道宇宙科学技術創成センター
- (3) 代表者の氏名 秋葉鎌二郎
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市北区北19条西11丁目
- (5) 定款に記載された目的 科学技術振興事業団研究成果活用プラザ北海道内

この法人は、北海道内にある宇宙科学技術研究及び宇宙開発利用の研究資源をネットワーク化し宇宙関連研究活動の推進を図るとともに、宇宙関連技術を社会福祉、教育、環境保全、国際交流、災害防止活動などに活用し、北海道民の生活の向上を図るとともに社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

- 11(1) 申請のあった年月日 平成14年10月24日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 アクスサポートあさひかわ21
- (3) 代表者の氏名 木村 進
- (4) 主たる事務所の所在地 旭川市3条通7丁目左10号 大同興業内
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、地域、社会の人が快適に心豊かに生活ができるよう、行政、企業との連携を図りながら、美観、景観を重点に、そして観光の面にも視野に入れながら、公共施設等の整備に合わせ、市民が集い憩える芸術的要素を取り入れた市民参加のまちなみを形成し、もって、まちづくりの発展に寄与するものとする。

北海道告示第1784号
昭和55年北海道告示第4022号（国民健康保険診療報酬審査委員会の委員数）の一部を次のように改正する。
平成14年11月12日

北海道知事 堀 達 也
「平成11年1月1日から123人」を「平成15年1月1日から129人」に改める。

北海道告示第1785号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定により、財団法人幕別町農業振興公社から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成14年11月12日

北海道知事 堀 達也

- 1 農地保有合理化法人の名称 財団法人幕別町農業振興公社
- 2 農地保有合理化事業の種類 農地売買等事業
研修等事業
- 3 承認年月日 平成14年11月5日

北海道告示第1786号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年10月25日、北生振土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年11月12日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1787号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年11月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年11月12日

北海道知事 堀 達也

地区名	事業の種類	北海道知事堀達也所
共立第3	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農業用排水、農道、暗さよ、土層改良）	北海道網走支庁
上押帯	畑地帯総合整備【担い手育成型】（農業用排水、農道、土層改良、暗さよ、区画整理、農用地造成）	北海道十勝支庁
笹川	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農業用排水、暗さよ）	同

北海道告示第1788号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成14年11月12日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林予定森林の所在 厚岸郡厚岸町大字苫多村字尾幌241・字ルークシユポール9場所
- の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定の要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1789号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年11月12日

北海道知事 堀 達也

1 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町大字後静村字厚床原野233・234の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 風害の防備

3 指定の要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1790号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年11月12日

第1416号

1 解除に係る保安林の所在 磯谷郡蘭越町字湯里680の1 (次の図に示す部分に限る。)
 在場所

2 保安林として指定され 公衆の保健
 た目的

3 解除の理由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び蘭越町役場に備
 え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1791号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第
 249号)第29条の規定による通知があった。
 平成14年11月12日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 保安林予定森林の所在 松前郡福島町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 場所

- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 福島町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
 林務部治山課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 保安林予定森林の所在 久遠郡大成町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 場所

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
 大成町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 大成町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
 林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 保安林予定森林の所在 瀬棚郡瀬棚町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 場所

- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 瀬棚町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
 林務部治山課及び瀬棚町役場に備え置いて縦覧に供する。)

4(1) 保安林予定森林の所在 瀬棚郡今金町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 場所

- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

公 報

今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在 茅部郡森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1792号
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成14年11月12日

1 解除予定保安林の所在 古宇郡神恵内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

2 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
た目的

3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1793号
帯広開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。
平成14年11月12日

1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
2 作業期間 平成14年11月1日から12月16日まで
3 作業地域 広尾町

北海道告示第1794号
帯広開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。
平成14年11月12日

1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
2 作業期間 平成14年9月20日から10月7日まで
3 作業地域 広尾町

北海道告示第1795号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年11月12日

北海道知事 堀 達也

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 日

道 道 岩 見 沢 三 笠 線 三 笠 市 幾 春 別 町 1 丁 目 202 番 地 先 从 三 笠 市 幾 春 別 町 2 丁 目 241 番 2 地 先 从

平成14.11.12

北海道告示第1796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年11月12日

北海道知事 堀 達 也

報 告 欄 第 1 4 1 6 号

北 海 道 公 道 報 告

道路の種類	道路	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
1	道路の種類	道路					
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所						
	矢 臼 場 札 幌 線	石狩市生振41番1地先から 石狩市生振280番1地先まで	前	18.00mから 29.00mまで	4,565.00m	一般国道337号における 55.00mの間	北海道札幌土木現業所
	小 樽 環 状 線	小樽市朝里川温泉1丁目7番1地先から 小樽市望洋台3丁目14番3地先まで	前	18.00mから 69.00mまで	550.60m	—	北海道小樽土木現業所
	豊 丘 余 市 停 車 場 線	小樽市真栄2丁目85番48地先（一般国道393号交点）から 小樽市望洋台3丁目14番3地先まで 小樽市真栄2丁目85番11地先（一般国道393号交点）から 小樽市望洋台3丁目14番3地先まで 余市郡余市町入舟町68番7地先（一般国道229号交点）から 余市郡余市町大川町3丁目68番1地先（一般国道5号交点）まで	前 後 前	18.00mから 84.00mまで 18.00mから 53.60mまで 17.75mから 22.50mまで	2,334.22m 2,334.22m 837.77m	一般国道393号における 9.00mの間 一般国道393号における 20.00mの間 一般国道229号における 8.75mの間及び一般国道 5号における6.80mの間 一般国道229号における 8.75mの間及び一般国道 5号における6.80mの間 一般国道229号における 9.75mの間及び一般国道 5号における6.80mの間	同
	上幌内早来停車場線	勇払郡早来町栄町178番地先から 勇払郡早来町栄町173番10地先まで	前	18.12mから 18.18mまで	50.00m	—	北海道室蘭土木現業所
	米 原 田 浦 線	勇払郡早来町栄町178番地先から 勇払郡早来町栄町173番6地先まで 勇払郡鶴川町字米原1021番3地先から 勇払郡鶴川町字春日102番11地先まで	後 前	18.06mから 18.18mまで 7.50mから 44.00mまで	63.12m 2,123.88m	一般国道234号における 36.75mの間 道道穂別鶴川線における 5.00mの間	同

士 別 滝 ノ 上 線
 上川郡朝日町字上似峡国有林上川北部森林管理署73林班め
 小班地先から上川郡朝日町字上似峡国有林上川北部森林管
 理署73林班き小班地先まで

遠 別 中 川 線
 中川郡中川町字安川37番2地先から
 中川郡中川町字安川8番3地先まで

後	前	後	前	後	前
18.00mから 181.00mまで	1.756.98m 12.00mの間	25.32mから 75.06mまで	440.00m	26.10mから 86.61mまで	440.00m
15.20mから 23.50mまで	711.40m	15.20mから 23.50mまで	711.40m	18.94mから 30.20mまで	666.59m

北海道告示第1797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年11月12日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 小樽港線
- 3 道路の区域 区

変更前	変更後の別	敷地の幅員	延長	国道等との間
小樽市勝納町14番2地先 から小樽市勝納町2番9 地先（一般国道5号交 点）まで	前 後	10.50mから 22.00mまで 15.00mから 22.00mまで	149.00m	一般国道5号にお ける13.00mの間 一般国道5号にお ける22.00mの間

北海道告示第1798号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成14年11月12日

北海道知事 堀 達 也

1 札幌圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域との区分
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域
 札幌市清田区清田の一部及び手稲区手稲山口の一部
 石狩市樽川の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 旭川圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域との区分
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域
 鷹栖町の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 苫小牧圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域との区分
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

呼 び 名

報 告 書 題 名

<p>ア 市街化区域に編入する土地の区域 白老町字石山の一部</p> <p>イ 市街化調整区域に編入する土地の区域 なし (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)</p>	<p>幹線街路 3・2・8号 真町泉沢 大通 千歳市本町4丁目 千歳市豊里1丁目 千歳市東雲町2丁目</p> <p>幹線街路 3・3・9号 川南通 千歳市本町1丁目 千歳市錦町3丁目 千歳市千代田町6丁目 千歳市千代田町3丁目</p>
<p>4 札幌圏都市計画用途地域に係る事項 (1) 都市計画の種類 用途地域 (2) 都市計画を定めた土地の区域 石狩市樽川の一部 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)</p>	<p>幹線街路 3・3・10号 駅大通 千歳市錦町3丁目 千歳市千代田町6丁目 千歳市未広4丁目 千歳市未広4丁目</p> <p>幹線街路 3・3・11号 未広大通 千歳市未広5丁目 千歳市未広5丁目 千歳市柏台 千歳市青葉丘</p>
<p>5 網走都市計画臨港地区に係る事項 (1) 都市計画の種類 臨港地区 (2) 都市計画を定めた土地の区域 ア 追加する土地の区域 網走市港町及び港町地先の各一部 イ 除外する土地の区域 なし (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)</p>	<p>幹線街路 3・3・12号 日の出大通 千歳市未広8丁目 千歳市柏台 千歳市青葉丘</p> <p>幹線街路 3・3・13号 33号大通 千歳市北信濃 千歳市北信濃 千歳市北信濃 千歳市幸福2丁目 千歳市幸福2丁目</p> <p>幹線街路 3・3・14号 7線大通 千歳市北信濃 千歳市北信濃 千歳市幸福2丁目 千歳市幸福2丁目</p> <p>幹線街路 3・4・16号 川北通 千歳市幸町6丁目 千歳市幸福2丁目 千歳市幸福2丁目</p>
<p>6 千歳恵庭圏都市計画道路に係る事項 (1) 都市計画の種類 道路 (2) 都市計画を定めた土地の区域 種 別 名 称 起 点 終 点 主な経過地</p>	<p>幹線街路 3・4・18号 支笏湖通 千歳市錦町2丁目 千歳市蘭越 千歳市大和1丁目</p> <p>幹線街路 3・4・19号 未広高台通 千歳市栄町6丁目 千歳市幸福3丁目 千歳市稲穂2丁目 千歳市稲穂2丁目</p> <p>幹線街路 3・4・21号 9線通 千歳市北斗3丁目 千歳市北信濃 千歳市北信濃 千歳市信濃2丁目</p> <p>幹線街路 3・4・22号 30号通 千歳市北光3丁目 千歳市流通2丁目 千歳市花園3丁目</p> <p>幹線街路 3・4・23号 8線通 千歳市北信濃 千歳市富士3丁目 千歳市富士1丁目</p> <p>幹線街路 3・4・25号 32号通 千歳市北信濃 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都</p> <p>幹線街路 3・2・26号 美々駒里大通 千歳市美々 千歳市美々 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都</p> <p>幹線街路 3・4・27号 6線通 千歳市桜木2丁目 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都</p> <p>幹線街路 3・4・28号 長都駅通 千歳市長都駅前3丁目 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市長都駅前4丁目</p> <p>幹線街路 3・4・29号 市場通 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都</p> <p>幹線街路 3・4・30号 5線通 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都 千歳市上長都</p> <p>幹線街路 3・4・31号 祝梅北通 千歳市弥生2丁目 千歳市弥生2丁目 千歳市梅ヶ丘3丁目 千歳市梅ヶ丘3丁目</p> <p>幹線街路 3・3・6号 東大通 千歳市本町2丁目 千歳市寿1丁目 千歳市青葉2丁目 千歳市青葉2丁目</p> <p>幹線街路 3・3・7号 中央大通 千歳市平和 千歳市上長都 千歳市千代田町3丁目 千歳市美々</p>

幹線街路	3-2-40号	泉沢東大通	千歳市泉沢	幹線街路	3-4-103号	川沿大通	惠庭市上山口	惠庭市牧场	惠庭市本町						
幹線街路	3-4-41号	泉沢中央通	千歳市泉沢	幹線街路	3-3-104号	東1線大通	惠庭市惠南	惠庭市戸磯	惠庭市戸磯						
幹線街路	3-4-42号	泉沢西通	千歳市泉沢	幹線街路	3-3-105号	江別惠庭大通	惠庭市下島松	惠庭市柏陽町	惠庭市島松寿						
幹線街路	3-3-43号	美々中央通	千歳市美々	幹線街路	3-3-106号	島松大通	惠庭市下島松	惠庭市北柏木	惠庭市島松仲						
幹線街路	3-4-44号	泉沢学園通	千歳市泉沢	幹線街路	3-4-107号	惠南柏木通	惠庭市惠南	惠庭市北柏木	惠庭市駒場町						
幹線街路	3-4-45号	美々南通	千歳市美々	幹線街路	3-4-108号	戸磯団地通	惠庭市戸磯	惠庭市戸磯	惠庭市戸磯						
幹線街路	3-4-46号	6線中通	千歳市長都駅前1丁目	幹線街路	3-4-109号	惠庭駅通	惠庭市相生町	惠庭市白樺町	惠庭市相生町						
幹線街路	3-4-47号	7線中通	千歳市北光5丁目	千歳市北光5丁目	千歳市北光3丁目	千歳市北光6丁目	千歳市北光6丁目	千歳市北光6丁目	千歳市北光6丁目	幹線街路	3-4-110号	柏木戸磯通	惠庭市北柏木	惠庭市和光町	惠庭市福住町
幹線街路	3-4-48号	8線中通	千歳市北光2丁目	千歳市北光2丁目	千歳市北陽1丁目	千歳市北陽1丁目	千歳市北陽1丁目	千歳市北陽1丁目	千歳市北陽1丁目	幹線街路	3-4-111号	基礎通	惠庭市北柏木	惠庭市戸磯	惠庭市戸磯
幹線街路	3-4-49号	30号中通	千歳市長都駅前1丁目	千歳市長都駅前1丁目	千歳市あざさ2丁目	千歳市北陽2丁目	千歳市北陽2丁目	千歳市北陽2丁目	千歳市北陽2丁目	幹線街路	3-4-112号	戸磯黄金通	惠庭市戸磯	惠庭市黄金北	惠庭市黄金北
幹線街路	3-4-50号	28号通	千歳市清流2丁目	千歳市清流2丁目	千歳市清流7丁目	千歳市清流4丁目	千歳市清流4丁目	千歳市清流4丁目	千歳市清流4丁目	幹線街路	3-4-113号	柏木中通	惠庭市柏木町	惠庭市惠办野	惠庭市柏陽町
幹線街路	3-2-54号	空港泉沢大通	苫小牧市宇美沢	千歳市柏陽5丁目	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々	幹線街路	3-4-114号	柏木通	惠庭市柏木町	惠庭市柏木町	惠庭市柏木町
幹線街路	3-4-55号	美々東通	千歳市駒里	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々	幹線街路	3-4-115号	島松駅通	惠庭市島松本	惠庭市南島松	惠庭市島松本
幹線街路	3-4-56号	美々学園通	千歳市美々	幹線街路	3-4-116号	19号通	惠庭市下島松	惠庭市下島松	惠庭市下島松						
幹線街路	3-4-57号	美々中通	千歳市美々	幹線街路	3-4-117号	柏木団地通	惠庭市北柏木	惠庭市北柏木	惠庭市北柏木						
幹線街路	3-4-60号	南千歳駅通	千歳市柏台	幹線街路	3-4-118号	中惠庭通	惠庭市北柏木	惠庭市北柏木	惠庭市北柏木						
幹線街路	3-4-61号	柏台旭ヶ丘通	千歳市柏台	幹線街路	3-4-121号	寿通	惠庭市下島松	惠庭市南島松	惠庭市南島松						
幹線街路	3-4-62号	柏台1号通	千歳市柏台	幹線街路	3-4-124号	団地環状通	惠庭市島松寿	惠庭市島松寿	惠庭市島松寿						
幹線街路	3-2-63号	道央新道	千歳市平和	千歳市柏台	千歳市柏台	千歳市柏台	千歳市柏台	千歳市柏台	千歳市柏台	幹線街路	3-4-125号	惠办野1号通	惠庭市惠办野	惠庭市惠办野	惠庭市惠办野
幹線街路	3-4-64号	27号通	千歳市幸福2丁目	千歳市幸福4丁目	千歳市幸福4丁目	千歳氏幸福3丁目	千歳氏幸福3丁目	千歳氏幸福3丁目	千歳氏幸福3丁目	幹線街路	3-4-126号	惠办野2号通	惠庭市惠办野	惠庭市惠办野	惠庭市惠办野
幹線街路	3-2-101号	惠庭大通	惠庭市荣惠町	惠庭市新町	惠庭市新町	惠庭市京町	惠庭市京町	惠庭市京町	惠庭市京町	幹線街路	3-4-127号	黄金中島通	惠庭市惠办野	惠庭市戸磯	惠庭市戸磯
幹線街路	3-3-102号	惠庭公園大通	惠庭市駒場町4丁目	惠庭市住吉町	惠庭市住吉町	惠庭市駒場町1丁目	惠庭市駒場町1丁目	惠庭市駒場町1丁目	惠庭市駒場町1丁目	幹線街路	3-4-127号	黄金中島通	惠庭市惠办野	惠庭市戸磯	惠庭市戸磯

幹線街路	3・2・128号 恵 千 通	恵庭市北柏木町1丁目	恵庭市戸磯	恵庭市中島町
幹線街路	3・3・129号 黄金学園通	恵庭市黄金町	恵庭市黄金町	恵庭市黄金町
幹線街路	3・4・130号 黄金中通	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯
幹線街路	3・4・131号 黄金東通	恵庭市黄金町	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯
幹線街路	3・4・132号 黄金西通	恵庭市黄金町	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯
区画街路	7・4・52号 29号中通	千歳市清流2丁目	千歳市清流6丁目	千歳市清流5丁目
区画街路	7・4・58号 美々公園通	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

7 札幌圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
 (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名 称 札幌石狩公共下水道
 イ 位 置

(ア) 排水区域

2 変更前

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積	約26,071ha (うち処理区域)	約26,071ha
(内訳) 札幌市分	約24,889ha (うち処理区域)	約24,889ha
石狩市分	約 1,182ha (うち処理区域)	約 1,182ha

b 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積	約26,155ha (うち処理区域)	約26,155ha
(内訳) 札幌市分	約24,963ha (うち処理区域)	約24,963ha
石狩市分	約 1,192ha (うち処理区域)	約 1,192ha

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

8 旭川圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
 (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名 称 旭川公共下水道
 イ 位 置

(ア) 排水区域

a 変更前

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積	約 8,337ha (うち処理区域)	約 8,282ha
(内訳) 旭川市分	約 7,974ha (うち処理区域)	約 7,919ha
東神楽町分	約 214ha (うち処理区域)	約 214ha
鷹栖町分	約 149ha (うち処理区域)	約 149ha

b 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積	約 8,352ha (うち処理区域)	約 8,297ha
(内訳) 旭川市分	約 7,974ha (うち処理区域)	約 7,919ha
東神楽町分	約 214ha (うち処理区域)	約 214ha
鷹栖町分	約 164ha (うち処理区域)	約 164ha

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

9 網走都市計画及び女満別都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
 (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名 称 網走女満別公共下水道
 イ 位 置

(ア) 排水区域

a 変更前

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積	約 1,488ha (うち処理区域)	約 1,488ha
(内訳) 網走市分	約 1,142ha (うち処理区域)	約 1,142ha
女満別町分	約 346ha (うち処理区域)	約 346ha

b 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積	約 1,513ha (うち処理区域)	約 1,513ha
(内訳) 網走市分	約 1,167ha (うち処理区域)	約 1,167ha
女満別町分	約 346ha (うち処理区域)	約 346ha

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第1799号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

平成14年11月12日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 14GHz帯小型進行波管 NEC LD7205 1本
イ 14GHz帯小型進行波管 NEC LD4552 1本
- (2) 納入期日 平成15年3月28日
- (3) 納入場所 北海道庁総合企画部IT推進室情報基盤課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道本庁舎1階 出納局入札室

(2) 入札日時 平成14年11月27日 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 288

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成14年11月25日 午後5時

(2) 提出場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道出納局物品管理課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 288

(4) この入札及び契約を中止することが有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

㊦

㊧

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

北海道知事 堀 達也

平成14年11月12日
北海道社会貢献賞
市(区)町村名 氏名又は団体名 功 績 の 内 容
札幌市厚別区 陸奥建設株式会社 建設雇用改善優良事業所
上湧別町 株式会社工藤組 同
釧 路 市 村上建設株式会社 同

取 扱 部 長

北海道網走支庁告示第29号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成14年11月12日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量
給食用食器

ア 飯碗・汁碗 (φ146×60) 7,200個
イ 小 皿 (φ146×35) 3,600個
ウ 中 皿 (φ180×37) 3,600個
エ 井 井 (φ181×69) 3,600個
オ カレー皿 (φ220×38) 3,600個

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年2月14日(金)

(4) 納 入 場 所 北海道網走支庁長の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課
電話番号 0152-44-7171 内線 2225

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階2号会議

室(郵送による場合は、郵便番号 093-8585 北海道網走支庁総務部会計課)

(2) 入 札 日 時 平成14年11月26日(火)午後2時
(郵送による場合は、平成14年11月25日までに必着のこと。)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 郵送による入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道網走支庁総務部会計課

取 扱 部 長

札幌医科大学告示

- イ 所在地 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2225
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
 - (6) 詳細は、入札説明書による。
 - (7) この入札の執行は、公開とする。

札幌医科大学告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年11月12日

札幌医科大学長 秋野豊明

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ペットサイトモニタ 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成14年12月25日（水）
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有するものうち、医療機器（中分類20）若しくは医療用品類（中分類21）のいずれかの資格を有しているもの
 - (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
 - (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課入札室
 - (2) 入札日時 平成14年11月25日（月）午前9時30分
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。

- 5 入札保証金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出期限及び場所
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 - (1) 提出期限 平成14年11月22日（金）
 - (2) 提出場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課
- 11 その他
 - (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課
 イ 所在地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
 電話番号 011-611-2111 内線 2253
 (4) この入札の執行は、公開する。
 (5) 詳細は、入札説明書による。

興 福 柯 寮 嘱 公 衆

監査公表第12号

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成12年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき、同条第12項の規定により、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
 平成14年11月12日

北海道監査委員 山 崎 正 隆
 北海道監査委員 岡 本 榮 一
 北海道監査委員 前 田 光 孝
 北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1 監査の結果の報告
 平成12年度に係る財政的援助団体等の監査の結果については、平成14年3月26日に議会、知事及び関係委員会に報告（平成14年3月29日付け北海道公報第1352号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項に対する措置

監査実施団体	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
北海道厚生農業協同組合連合会	北海道厚生農業協同組合連合会に対する院内保育所運営事業に係る補助金において、24時間保育に係る加算額の算定を誤ったことにより、補助金272万4,000円が過大受領となっていた。	当該団体に対し、過大受領となつた補助金について返還させるとともに、今後は、補助金申請等に誤りのないよう一層の正確を期すなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。
学校法人旭川龍谷学園	学校法人旭川龍谷学園に対する私立高等学校授業料軽減事業に係る補助金において、独立し	当該団体に対し、過大受領となつた補助金について返還させるとともに、今後は、補助金申請等に

2 指導事項に対する措置

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
(1) 事業の執行に関するもの	ア 道に対する補助金の実績報告書において、報告した補助対象経費の執行内容、金額に誤りがあるものや、補助事業の経費としては関連が少くないと思われるものがあった。 イ 道から受託している公の施設の管理運営業務において、受託事業費として支出しているにもかかわらず、決算時に多額の振替えを行い、当該支出に自己財源を充当しているものがあった。	当該団体に対し、実績報告書の記載内容及び補助対象経費について、内容等を十分確認するなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 当該団体に対し、多額の振替えが生じる原因となつた支出内容の精査、検証を行い、受託事業に自己財源を充当することのないよう指導しました。
	ウ 団体の支部に対して交付した助成金等において、用途の確認を十分に行っていないものがあった。	当該団体に対し、支部での事業終了後、各支部から精算書等を提出させ、当該助成金の用途の十分な確認を行うなど適切な事務処理を行うよう指導しました。
	エ 他団体等に間接補助として交付した助成金において、実支出額を確認して精算すべきであるが、十分な確認を行っていないものがあった。	当該団体に対し、助成団体等からの事業完了報告時には、領収書等により実支出額の確認をするよう、取扱いの徹底を指導しました。
	オ 宿泊研修において、開催要領では参加者から負担金	当該団体に対し、研修事業等の参加者負担金については、開催要領等に基

<p>(2) 収入に関するもの</p>	<p>ア 軽費老人ホームの入居者から徴収する利用料金について、収入等に関する証明書類を確認の上、決定することになっているが、十分</p>	<p>当該団体に対し、利用料金の決定に当たっては、収入等に関する証明書類について十分な確認を行うよう指導しました。また、利用料金の未徴収額が多額に</p>
<p>イ 関係業者を対象として道内各地区で実施している相談事業において、相談者数が少ないことから、事業の実施方法などについて見直しを行い、効率的な事業の執行に努めるべきであった。</p>	<p>当該団体に対し、相談事業の実施方法の見直しを行い、効率的な事業の執行に努めるよう指導しました。</p>	<p>当該団体に対し、関係業者の実施方法の見直しを行い、効率的な事業の執行に努めるよう指導しました。</p>
<p>ロ 団体業務について、市役所内に団体の出張所を設け、市役所職員を団体の職員として委嘱し業務に従事させているが、経費の収支・経理状況を明らかにするためにも、委託のあり方を検討する必要があるものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、委託のあり方について、経費の収支・経理状況が明らかになるよう必要な検討を行うよう指導しました。</p>	<p>当該団体に対し、当月分の社会保険料は翌月に支払うことを遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>ハ 道が出資している団体において、平成12年度決算で、負債の増加などにより多額の赤字が計上されており、また、含み損や未収金も増加しているなど、極めて厳しい状況にあることから、経営改善に向けて早急に今後の方向性を取りまとめる必要があるものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、借入金の最大限の返済を図るため、「合理化計画」及び「資産処分計画」を策定するよう指導しました。</p>	<p>当該団体に対し、講師等に対する旅費については、事前に額の決定行為を行うとともに、支出に当たっては、内容確認を徹底し、適切な事務処理を行うよう指導しました。また、旅費については、目的・内容を明記の上、個別の案件ごとに決定するよう指導しました。</p>
<p>(3) 支出に関するもの</p>	<p>イ イベント講師に対する講師料について、その額を事前に決定していないものや、旅費について目的や内容を明記していないものなどがあった。</p>	<p>当該団体に対し、講師等に対する旅費については、事前に額の決定行為を行うとともに、支出に当たっては、内容確認を徹底し、適切な事務処理を行うよう指導しました。また、旅費については、目的・内容を明記の上、個別の案件ごとに決定するよう指導しました。</p>
<p>ロ 施設の貸出しに伴う現金収入について、その都度収入として計上すべきであるが、現金を金庫に保管の上、1か月分をまとめて収入に計上しているものがあった。</p>	<p>施設の貸出しに伴う現金収入について、その都度収入として計上すべきであるが、現金を金庫に保管の上、1か月分をまとめて収入に計上しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、施設の貸出しに伴う現金収入については、その都度収入として計上するよう指導しました。</p>
<p>ハ 社会保険料について、給与支給日の翌月に支払うことになっているが、当月の給与に係る社会保険料を翌月ではなく当月に支払っているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、当月分の社会保険料は翌月に支払うことを遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>	<p>当該団体に対し、当月分の社会保険料は翌月に支払うことを遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>ニ 研修会の講師等に対する旅費について、本人が負担すべき所得税の源泉徴収分を旅費規程により積算された旅費額に上乗せして支出しているものがあった。</p>	<p>研修会の講師等に対する旅費については、本人が負担すべき所得税の源泉徴収分を旅費規程により積算された旅費額に上乗せして支出しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、講師等に対する旅費については、団体の定める旅費規定に基づき支出することを徹底するよう指導しました。</p>
<p>ヘ 留学生に交付した助成金について、その用途などを十分に確認できないものがあった。</p>	<p>留学生に交付した助成金について、その用途などを十分に確認できないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、助成金の用途などについて、その内容を把握できるように書面を留学生に提出させるよう指導しました。</p>

<p>オ 郵便切手等について、在庫数量や使用見込みを適切に把握して計画的に購入すべきであるが、年度末に購入したことなどにより翌年度に多額の繰越しが生じているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、郵便切手等の取扱いについて、必要数量の把握とそれに基づく計画的な購入を行い、適切な在庫管理を行うよう指導しました。</p>	<p>業者の選考などの手続が適切ではなく、また、予定価格の決定や価格の市場調査なども行っていないものがあつた。</p>	<p>で検討し、競争性を確保するよう指導しました。 また、予定価格については、市場調査を十分行って決定するよう指導しました。</p>
<p>カ 職員の自家用車の借上げにおいて、その日数が勤務日数の2分の1を超えている月に、当該職員の通勤手当を交通機関利用の場合の金額で支給しているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、給与規定に基づき、自家用車の使用日数が勤務日数の2分の1を超える場合は、自家用車使用による通勤手当を支給するよう指導しました。</p>	<p>工 電算処理業務の委託契約において、緊急に発注する必要があるとして1者から見積書を徴し契約しているが、適切な事業計画を策定し競争入札を行うことにより、経済的な執行が可能なものがあつた。また、契約金額が多額でかつ処理内容も複雑であるにもかかわらず、契約書等で契約内容を明確にしていなかった。</p>	<p>当該団体に対し、電算処理業務等の委託については、適切な事業計画の策定や効率的な処理を行うとともに、競争性を確保し経済的な執行に努めるよう指導しました。また、契約書等により契約内容を明確にするよう指導しました。</p>
<p>キ 軽易な資料作成について、業者に印刷発注しているが、団体に設置している複写機を使用することなどにより、経済的な執行が可能なものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、軽易な印刷物を作成する際には、コスト計算等を行った上で業者に印刷発注するか否かを判断し、経済的かつ効率的な執行に努めるよう指導しました。</p>	<p>オ ロープロやパソコンなどの賃貸借契約において、賃借期間が長期であり、また契約金額も多額であるにもかかわらず、書面による内部決定を行わずに契約しているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、財務規定等関係規定の見直しをするよう指導しました。</p>
<p>ク 職員の時間外勤務について、年間の時間数が非常に多いことから、事務の見直しや効率的な事務処理を行うことなどにより、その縮減に努める必要があるものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、長時間の時間外勤務及び休日勤務については、事務事業の見直しや分散化等による効率的な事務処理に努めるとともに、OA等の活用による省力化についても検討し、その縮減に努めるよう指導しました。</p>	<p>カ パソコンの購入等において、会計規程では2者以上の業者から見積書を徴して比較検討し有利な契約を行うものとして規定しているが、1者のみから見積書を徴し契約しているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、会計規程に基づき、原則として2者以上から見積書を徴して比較検討した上で、契約事務を行うよう指導しました。</p>
<p>（4）契約に関するもの ア 駐車場の管理運営業務の委託契約において、契約書の内容が実態と相違しているものや、委託業務の確認事務を適切に行っていないものなどがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、駐車場の管理運営業務委託については、実態と契約内容を十分検証し、団体の会計規定に基づく適切な事務処理を行うよう指導しました。 また、委託業務の確認事務について、適切に実施するよう指導しました。</p>	<p>イ 住宅管理委託契約において、契約方法の決定や参加</p>	<p>当該団体に対し、住宅管理の委託については、契約方法や業者選考につい</p>

<p>キ 道路改良舗装工事において、土工に2トン級フォルトーサを使用しているが、当該建設機械の運搬にかかる経費が計上されており、過少積算となっているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、工事費の積算について、北海道建設部土木工事積算要領等を遵守し、適正な積算を行うよう指導しました。</p>
<p>ク 道路改修工事において、工期が11月1日から3月31日までの冬期間にまたがる場合は現場管理費を補正することになっているが、この補正が行われていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、工事費の積算について、北海道建設部土木工事積算要領等を遵守し、適正な積算を行うよう指導しました。</p>
<p>（5）財産管理に関するもの ア 道から使用許可を受けている建物の管理において、独自財源で冷房装置などを設置しているが、書面による道の許可を得ていないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、使用許可に係る現状変更承認申請等の手続を適正に行うよう指導しました。</p>
<p>イ 現金の管理において、金銭出納帳への記帳が漏れているものや、金銭出納帳の残高と手元現金の突合を行っていないなど、適切な管理を行っていないものがあつた。また、賞金の支払の際、翌月に支払う所得税や社会保険料なども預金口座から引き出し、実際に支払うまで現金で保管しているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、金銭出納帳と手元現金との突合をその都度行い、記帳漏れがないよう指導しました。また、賞金に伴う社会保険料等については、現金保管を取りやめ、翌月に預金口座から支払うよう指導しました。</p>
<p>ウ 販売用のコンサートチケットについて、金券に準じた管理が必要であるが、券枚数や招待券の配付先に</p>	<p>当該団体に対し、チケットの券枚数や配布先等を記録するチケット記録管理簿を作成し、チケットを徹底して適切なチケット管理を行うよう指導し</p>
<p>（6）その他団体の経理等に関するもの ア 財団法人や社団法人等の予算について、年度開始前に予算を決定しないまま執行していたり、予算の補正又は流用の手続を行わずに予算額を超えて支出しているものなどがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、公益法人会計基準などの規定に基づき、年度開始前に予算を決定するとともに、予算の執行に当たり、必要な場合は補正、流用の手続を適正に行うよう指導しました。</p>
<p>イ 収支計算書において、収支差額がゼロとなっているが、団体の事業内容や財政規模から考えて不自然であり、当該年度の収支を正確に反映した収支計算書を作成しているとはいえないものがあつた。また、一部の事業について大科目のみで処理しており、当該事業に占める人件費の執行額が把握できないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、収支計算書については、当該年度の収支を正確に反映したものを作成するとともに、事業別の人件費が把握できるものを作成するよう指導しました。</p>
<p>ウ 道から委託している公の施設の管理において、予算書及び収支計算書の記載が十分でなく、受託事業に係る予算額や決算額が把握できないものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、予算書及び収支計算書において、受託事業の予算額や決算額を明らかにするよう指導しました。</p>
<p>エ 団体の決算について、企</p>	<p>当該団体に対し、企業会計に準じた</p>

<p>業会計に準じた会計処理を早急に行うとともに、事業別収支状況の把握、決算内容の公表などに積極的に取り組む必要があるものがあった。</p>	<p>会計処理について、対応可能なものから順次取り組むよう指導しました。</p>
<p>オ 財団法人や社団法人の会計事務において、複式簿記ではなく単式簿記で処理しているものや、貸借対照表や財産目録など必要な決算書類を作成していないもの、固定資産の管理が適切に行われていないものなど、公益法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、公益法人会計基準に基づき、複式簿記での処理等を行い、適切な会計処理を行うよう指導しました。 また、固定資産及び物品の取扱いについて、財務規程の改正を行うよう指導しました。</p>
<p>カ 学校法人の会計事務において、保育料収入の受入れや人件費の支出などで、伝票を作成しないまま元帳に記帳しているなど、学校法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、学校法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行うよう指導しました。</p>
<p>キ 社会福祉法人の会計事務において、決算を適切に行っていないことや、一部会計伝票を作成していないこと、寄付金の受入事務を適切に行っていないことなど、社会福祉法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、社会福祉法人会計基準に基づき、決算処理、会計伝票の作成、寄付金の受入事務を行い、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p>
<p>ク 団体の会計事務において、給与支給日に所得税や社会保険料などを引き出し別の</p>	<p>当該団体に対し、所得税や社会保険料などについては、その支払日まで預金口座から引き出さないよう指導する</p>
<p>預金口座に入金しているものや、特に必要と認められないのに同一の銀行に複数の口座を開設しているものがあった。</p>	<p>とともに、特に必要と認められない預金口座を廃止し、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p>
<p>ケ 団体の借入金について、資金が不足する場合には金融機関からの借入れで対処すべきであるが、職員から一時借入れを行っているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、事業執行時期的確に反映した資金計画を作成し、資金が不足する場合には金融機関からの借入れで対処するよう指導しました。</p>
<p>コ 団体の経理において、一部の事業について、事業を執行する課が会計事務も行っているが、内部牽制機能を働かせるために、会計事務については総務課で一元的に処理すべきものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、内部牽制の充実を図るため、組織改正を行い会計事務の一元化を進めるよう指導しました。</p>
<p>ク 団体に対する貸付金の交付において、算出根拠が明らかでないもの、対象事業が重複しているもの、貸付要綱の内容が不十分なものなどがあった。</p>	<p>平成14年度の貸付金の交付について、算出根拠が明らかでないもの、対象事業が重複しているもの、貸付要綱の内容が不十分なものなどを精査し、貸付要綱の改正を行いました。</p>
<p>キ 公の施設の管理委託に係る実績報告書について、その内容が委託事業に係る処理状況の確認を行うためには不十分なので、内容が確認できる書類を添付させるなど改善を図るべきものがあった。</p>	<p>委託事業の実績報告書について、事業の処理状況が確認できる書類を添付させるよう改善しました。</p>
<p>ク 公の施設の管理委託に係る経費について、四半期ごとに支出しているが、団体</p>	<p>委託料の概算払について、団体の年間支払計画の見直しをさせ、実態に合った概算払を行うこととし、多額の</p>
<p>(7) 道の部に 局に関するもの</p>	

<p>では相当額の資金が滞留している状況にあることから、団体の支払計画及び資金状況を的確に把握し、必要額を毎月支出するなど資金滞留が生じないよう改善すべきものがあった。</p>	<p>資金滞留が生じないよう改善しました。</p>
<p>工 公の施設の管理を委託している団体において、受託事業費として支出しているにもかかわらず、決算時に多額の振替えを行い、当該支出に自己財源を充当しているものがあることから、多額の振替えが生じている原因となるべき支出及び委託料の積算内訳を精査し改善すべきものがあった。</p>	<p>多額の振替えが生じる原因となった支出内容の精査、検証を行い、その結果に基づき、当該団体と協議し、委託料の積算を見直すこととしました。</p>
<p>オ 補助金の実績報告書において、報告された補助対象経費の執行内容や金額に誤りがあるものや、補助事業の経費としては関連が少なくと思われるものなどがあることから、提出書類の適切な記載などについて団体を指導すべきものがあった。</p>	<p>補助事業の実績報告の審査に当たっては、実績の確認を十分に行い、記載内容等に一部不備があるものについては、当該団体を指導するなど、適切な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>カ 道が出資している団体において、平成22年度決算で多額の赤字が計上されており、また、含み損や未収金も増加しているなど、極めて厳しい状況にあることから、経営改善に向けて早急に今後の方向性の取りまとめを行うべきものがあった。</p>	<p>団体について、「あり方検討委員会」を設置し、あらゆる角度から抜本的に検討を行い、「中間報告」、「報告骨子」、「最終報告書」を取りまとめました。</p>

<p>キ 軽費老人ホームを運営する社会福祉法人において、財務事務の処理が不適切であることや、入居者が定員を大幅に下回っていること、入居者から徴収する事務費の手続が適切でないなどの課題が多く見られることから、健全な運営が行われるよう指導に努めるべきものがあった。</p>	<p>当該団体における財務事務等の改善や入所者増に向けた検討などにより健全な運営が行われるよう指導してまいります。</p>
<p>ク 財団法人や社団法人の会計事務において、予算を越えた支出をしていたり、会計処理を適切に行っていないものなどがあることから、公益法人会計基準に基づき適切な予算執行及び会計処理を行うよう指導すべきものがあった。</p>	<p>当該団体における会計事務については、公益法人会計基準に基づき、適切な予算執行及び会計処理を行うよう指導してまいります。</p>

3 検討事項に対する措置

項 目	検 討 事 項	講 じ た 措 置
補助金の交付事務に関するもの	地域の診療所等への医師派遣において、派遣日数に応じて当該団体に補助金を交付しているが、同一日の午前と午後で別の医師を派遣するような場合に、それぞれの医師についての派遣日数を1日とし、合計2日として算定しているが、補助金の効率的な執行の観点から、このような場合には合計で1日として算定するなどの方法を検討する必要があるものがあった。	当該補助事業について、平成14年度から、複数の医師による同一日の同一目的による同一医療機関に対する派遣にについては、派遣日数を1日として取り扱うこととしました。

平成十四年十一月十二日

火曜日

七二

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント務
ト部
株法
式制
会文
社書
社課
道